NanoCarrier®

第24回
定時株主総会
招集ご通知

日時 **2020年6月26日（金曜日）**
午前10時

場所 千葉県柏市若柴178番地4
柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉2階）
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目次

第24回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 5
（提供書面）
事業報告…… 11
計算書類…… 31
監査報告書…… 34

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

① 当社の運営スタッフは、マスク着用にて応対させていただきます。
② ご来場なさらずに議決権を行使していただく方法として、同封の議決権行使書面のご利用もご検討くださいますようお願い申しあげます。
③ ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願い申しあげます。
④ 会場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。その際、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
⑤ 会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際はアルコール消毒液のご使用及びマスクのご着用にご協力くださいますようお願い申しあげます。
⑥ 会場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
⑦ 今後の状況により、株主総会運営上大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト内にてお知らせいたします。

ナノキャリア株式会社

証券コード：4571

証券コード　4571
2020年６月５日

株　主　各　位

千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長　松　山　哲　人

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の議決権行使についてのご案内に従って2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　千葉県柏市若柴178番地４　柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉２階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第24期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4．インターネットによる開示について

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、当社ホームページに掲載の「個別注記表」とで構成されております。

本招集ご通知の提供書面のうち、「個別注記表」につきましては法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。（URL http://www.nanocarrier.co.jp/）

5．議決権行使についてのご案内

（1）郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

◎本年は、定時株主総会終了後に開催しておりました会社説明会は実施いたしません。また、ご出席の皆様にお配りしていた「お土産」は取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL http://www.nanocarrier.co.jp/）に掲載させていただきます。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net/

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031

（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120（782）031

（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2020年３月31日現在3,818,187,400円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、資金の有効活用と資本政策の機動性を促進すること、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたうえで、会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行うための処分を行うものであります。

なお、本件は払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の減資にて当社の純資産に変更を生じるものではございません。

１．資本金の額の減少

（1）減少する資本金の額及び方法

当社の資本金の額4,135,865,241円のうち3,818,187,400円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を317,677,841円といたします。

（2）資本金の額の減少の効力発生日

2020年８月１日といたします。

２．剰余金の処分の内容

上記１．に記載した資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金より振り替えたその他資本剰余金3,818,187,400円全額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

（1）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　　3,818,187,400円

（2）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　3,818,187,400円

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（５名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 松山（まつやま）　哲人（てつひと） （1962年７月３日生）	1986年４月　三菱商事株式会社入社 2003年５月　株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月　株式会社CSK-IS執行役員 2010年５月　株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月　日東紡績株式会社参与、同理事、ニットーボーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月　当社顧問 2015年６月　当社取締役CFO兼社長室長 2018年６月　株式会社イントラスト取締役（現任） 2018年７月　当社取締役CSFO兼社長室長 2019年11月　当社代表取締役社長CEO（現任）	1,200株
2	新任 藤本（ふじもと）　浩治（こうじ） （1972年11月20日生）	1996年４月　日産建設株式会社（現りんかい日産建設株式会社）入社 2002年11月　当社入社 2005年７月　当社管理部総務人事課長 2015年５月　当社管理部次長 2017年４月　当社総務人事部長 2019年12月　当社コーポレート本部長兼総務人事部長（現任）	4,300株
3	再任・社外 岡野（おかの）　光夫（てるお） （1949年３月21日生）	1994年１月　東京女子医科大学医用工学研究施設教授 1994年１月　米国ユタ大学薬学部併任教授（現任） 1996年６月　当社取締役（現任） 2001年４月　東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授 2001年５月　株式会社セルシード取締役 2014年４月　東京女子医科大学名誉教授・特任教授（現任） 2016年９月　米国ユタ大学薬学部細胞シート再生医療センター長（現任） 2020年４月　東京女子医科大学先端生命医科学センター長（現任）	315,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	新任・社外 片岡 一則 （1950年11月27日生）	1979年４月　東京女子医科大学医用工学研究施設助手、講師、助教授歴任 1989年４月　東京理科大学基礎工学部助教授、教授歴任 1998年４月　東京大学大学院工学系研究科教授 2004年７月　東京大学大学院医学系研究科教授（併任） 2015年７月　公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノベーションセンター センター長（現任） 2016年４月　東京大学特任教授（現任） 2016年６月　東京大学名誉教授（現任） 2016年７月　公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長（現任）	147,000株
5	新任・社外 秋永 士朗 （1956年11月28日生）	1981年４月　協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1994年４月　同社医薬研究所主任研究員 2001年４月　同社創薬研究本部がん領域マネジャー 2004年４月　同社研究開発本部臨床開発一部次長 2006年４月　同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任 2008年10月　協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部臨床開発第一部長 2011年３月　同社執行役員国際開発統括 2013年３月　同社フェロー 2017年３月　アキュルナ株式会社取締役CSO 2018年11月　同社代表取締役社長（現任）	―株
6	再任・社外 ミシュラ マニッシュ （1967年７月21日生）	1991年６月　インドP.C. Point Computers Corporation代表取締役CEO 1996年４月　インドENIX Corporation代表取締役CEO 2001年１月　APAX GLOBIS PARTNERS（現株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ）ファンドマネージャー 2004年３月　当社取締役COO兼CFO 2008年４月　日本マイクロソフト株式会社執行役員 2012年３月　株式会社Bridge & Sun代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任）	45,000株

（注）1．各候補者と当社との間には、以下を除き、特別の利害関係はありません。
・取締役候補者秋永士朗は、アキュルナ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社と実施許諾契約を締結しており、契約収入を計上しております。
2．松山哲人を取締役候補者とした理由は、上場企業やバイオベンチャーにおいて、COOやCFOとして豊富な経営管理業務の経験を持ち、海外におけるビジネス経験も豊富であり、当社においては2015年よりCFOとして、2019年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担っており、今後も経営全般にわたり適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
3．藤本浩治を取締役候補者とした理由は、入社以来15年以上にわたり、コーポレート部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営管理推進とコンプライアンス向上による持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を果たす重要な人材と考えているためです。
4．岡野光夫、片岡一則、秋永士朗及びミシュラマニッシュは、社外取締役候補者であります。また、当社は岡野光夫及び本総会終結の時をもって退任する大橋彰を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、岡野光夫及び片岡一則が独立役員となる予定です。
5．岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、技術的または事業戦略的な見地から発言をいただいており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6．片岡一則を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者としてミセル化ナノ粒子技術に豊富な知見を有していることから、当社の研究開発戦略に関する有益な発言をいただけるものと期待しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7．秋永士朗を社外取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と知見を有し、製薬企業及びバイオベンチャーにおいて執行役員及びCEOを務めており、経営経験も豊富なことから、当社の研究開発方針やプロジェクト推進に関する有益な発言をいただけるものと期待しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。
8．ミシュラマニッシュを社外取締役候補者とした理由は、当社の経営に携わった経験があることから当社事業に精通しており、また、国内外の事業会社及び投資会社での経験を通じて培った企業経営、企業再生及び企業成長戦略の専門家としての視点に基づく事業経営に関する発言、助言をいただいており、事業戦略上重要と考えているためです。
9．社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は24年、ミシュラマニッシュは１年であります。
10．当社は岡野光夫及びミシュラマニッシュとの間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。本総会において、岡野光夫及びミシュラマニッシュが原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、片岡一則及び秋永士朗が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年６月27日開催の第９回定時株主総会においてご承認いただきました固定報酬（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び2011年６月28日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただきましたストック・オプション報酬（年額30百万円以内。）から構成されておりますが、今般、本議案の承認可決を条件としてストック・オプション報酬の報酬枠を廃止し、上記報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を含む。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役は４名）となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。なお、本年発行を予定している譲渡制限付株式として取締役に割り当てる株式に係る下記(1)の譲渡制限期間については、３年とすることを予定しております。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役に対する現行のストック・オプション報酬の報酬枠は廃止し、以後、ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わないこととといたします。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動の停滞長期化が懸念され、国内外ともに先行き不透明で予断を許さない状況になっております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

（主要パイプラインの進捗状況）

主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

シスプラチンミセル（NC-6004）につきましては、ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.（台湾、以下「OEP」といいます。）と共同でグローバルに臨床試験を推進しております。欧米地域における頭頸部がんを対象としたNC-6004及び免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による第Ⅱ相臨床試験は、2019年７月より投与を開始し、推進中であります。一方、日本を含むアジア地域における膵がんを対象とした第Ⅲ相臨床試験は、近年の膵がん治療の進歩により、併用薬であるゲムシタビンによる単独療法が第一選択ではなくなったことを鑑み、2019年12月、日本国内において本試験に基づく製造販売承認申請は行わないことを決定いたしました。なお、国内データでは、NC-6004併用による生存期間の延長が示唆されており、将来的な国内開発の可能性について引き続き検討してまいります。

エピルビシンミセル（NC-6300）につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中です。対象疾患として第Ⅰ相パート試験で有効性が示唆された軟部肉腫の一種である血管肉腫にターゲットを絞り、有効性及び安全性を確認する追加試験の実施を決定し、2019年10月に投与を開始しております。なお、本剤は米国食品医薬品局（FDA）より本適応に対するオーファンドラッグの指定※1を受けております。

パクリタキセルミセル（NK105）につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社から、乳がんを対象に第Ⅱ相臨床試験を実施中の旨発表されております。

※1 オーファンドラッグ指定（希少疾病用医薬品指定）

米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、7年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

(導入パイプラインの進捗状況)

Vascular Biogenics Ltd.（イスラエル、以下「VBL」といいます。）から国内の開発及び販売権に関するライセンスを取得した遺伝子治療製品「VB-111」につきましては、現在、同社が米国を中心にプラチナ抵抗性卵巣がんを対象に国際共同第Ⅲ相臨床試験（OVAL試験）を実施しております。当社は、2019年11月、同パイプラインの国内開発に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法※2）に基づく第一種使用規程の厚生労働大臣・環境大臣連名による承認を取得いたしました。さらに、2020年3月、VBLが実施中のOVAL試験に関し、第三者委員会による中間解析において試験の継続が推奨された旨、同社から発表されました。これを踏まえ、当社はOVAL試験に日本から参画する方針を決定し、国内治験開始に向けた各種準備を進めております。

セオリアファーマ株式会社との間で共同開発を行っている耳鼻咽喉科領域における開発候補品（ENT103）につきましては、国内において中耳炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施しており、2019年5月に登録を開始しております。本剤は抗がん剤の開発と比べ短期間で製造販売承認を取得することが期待できることから、患者のQOL向上に役立つ医薬品として早期にお届けすることを目指しておりますが、対象患者が例年より少なかったことや新型コロナウイルスの影響等により患者登録が当初の想定を下回っていることから、試験期間の延長を見込んでおります。

2019年４月、株式会社エイオンインターナショナルから「Acti-PRP（血球細胞分離機）」の国内販売権を取得しました。多血小板血漿（PRP）は細胞の成長を促す成長因子を豊富に含み、局所に注入することで組織の修復などを促します。PRPを用いた治療は整形外科領域などで行われておりますが、当社は婦人科領域における不妊治療への応用として、産婦人科PRP研究会の会員施設に対し「Acti-PRP」を販売し、あわせて臨床研究を実施しております。患者のQOL向上という当社理念に基づき、再生医療分野へも進出し、国内初の新規事業として展開しております。

※２ カルタヘナ法

生物の多様性を保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるもの（人の健康に対する危険も考慮したもの）の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的として2003年に国際発効したカルタヘナ議定書を日本で実施するための法律です。遺伝子組換え生物等を用いた遺伝子治療臨床試験は、カルタヘナ法における拡散防止措置を執らずに行う使用等（第一種使用等）に該当します。遺伝子治療用製品の治験の実施にあたっては、第一種使用規程を定め、生物多様性影響評価書を提出して大臣承認を受ける義務があります。

（新規開発パイプラインの進捗状況）

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM（Antibody/Drug-Conjugated Micelle）」を次世代型DDS医薬品技術として開発しております。センサーとなる抗体などを結合したActive型ミセル化ナノ粒子は、標的とする組織、細胞へのターゲティング性能を高めることが期待されます。技術進化として、センサー機能の拡大に向けた共同研究などを実施しておりJCRファーマ株式会社との間では、脳内デリバリー創薬にする共同研究契約を締結し、当社のADCM技術や、同社が有する脳内に薬剤を届けるための独自技術であるJ-Brain Cargo®（血液脳関門通過技術）など、両社が持つ技術や知見を融合し、革新的な脳内デリバリー医薬品の実現を目指した共同研究を推進しております。

(事業開発の状況)

事業開発活動につきましては、2019年５月、主要パイプラインであるNC-6004の推進において、OEPとのより強固な協力体制を確保し業務提携内容の拡充を図るために、同社の100%子会社であるCyntec Co., Ltd.へ当社普通株式705,800株を割り当てる第三者割当増資を行っております。また、2019年４月、株式会社エイオンインターナショナルとの間で同社の「Acti-PRP」の国内販売代理店契約を締結し、販売を開始しております。

(化粧品事業の状況)

化粧品事業につきましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。また、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth（デプス）」事業を共同で推進しております。

さらに、化粧品開発における皮膚浸透性の研究を基に、皮膚科領域における医薬品開発の可能性を見いだしており、今後、皮膚科領域での医薬品にも応用展開を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上、PRP事業に係る医療機器売上等により売上高は552,973千円（前事業年度売上高496,732千円）、営業損失は1,105,796千円（前事業年度営業損失1,802,313千円）、経常損失は1,144,436千円（前事業年度経常損失1,774,496千円）、当期純損失は2,009,676千円（前事業年度当期純損失1,808,510千円）となりました。なお、当事業年度におきまして、以下の営業外費用、特別利益及び特別損失を計上しております。

・外国為替相場の変動による為替差損9,231千円を営業外費用に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
・第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の発行に伴い、新株予約権発行費9,267千円を営業外費用に計上しております。
・行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に伴い、社債発行費4,570千円を営業外費用に計上しております。
・行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第17回行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されたため、その差額92,368千円を社債償還益として特別利益に計上しております。
・投資有価証券の一部を売却したことによって、投資有価証券売却損259,533千円を特別損失に計上しております。
・投資有価証券のうち、取得価額に比べ時価が著しく下落し、その回復可能性があると認められないものについて減損処理を行ったことによって、投資有価証券評価損692,000千円を特別損失に計上しております。
・営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、当社が保有する固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによって、減損損失4,214千円を特別損失に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は０百万円であり、主なものは次のとおりであります。

医薬品製造機器等　　０百万円

③ 資金調達の状況

当社は、2019年５月13日付で株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に対し、第三者割当の方法による第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権を発行し、発行分にて７百万円、行使分にて1,877百万円をそれぞれ調達いたしました。また、同日付で当社との間で資本業務提携を行っているOEPの100%子会社であるCyntec Co., Ltd.に対し、第三者割当による新株式の発行を行い、299百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第21期 (2017年３月期)	第22期 (2018年３月期)	第23期 (2019年３月期)	第24期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高 (百万円)	218	259	496	552
経常利益（△損失） (百万円)	△2,619	△5,304	△1,774	△1,144
当期純利益(△純損失) (百万円)	△2,676	△5,416	△1,808	△2,009
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	△62.07	△125.39	△39.14	△32.68
総資産 (百万円)	12,939	7,626	8,568	8,944
純資産 (百万円)	10,067	4,661	5,879	8,768
1株当たり純資産額 (円)	227.75	103.38	117.22	131.33

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、引き続き提携等により、事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施することで、さらなる成長を目指すことが必須と考えており、以下を対処すべき課題と認識しております。

① 選択と集中による効率的なプロジェクト運営
当社独自のミセル化ナノ粒子技術を利用した臨床開発パイプラインであるシスプラチンミセル（NC-6004）及びエピルビシンミセル（NC-6300）については、最優先プロジェクトとして早期の承認・上市を実現することにより、当社の企業価値を最大限に高めるという認識のもと、これらの臨床開発を引き続き推進してまいります。また、導入パイプラインであるVB-111についても、国際共同治験へ日本から参画することにより、早期の承認取得を目指します。

② 経営基盤の充実及び事業開発活動の推進
当社は、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業、周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、M&A等を通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、引き続き検討を進めてまいります。また、事業開発活動によりライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の探索を推進するとともに、オープンイノベーションの推進による新規技術の獲得やパイプランの拡充を目指します。

③ 技術深化と他領域への応用範囲の拡大
医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品開発を実現することにより、より安定した収入源の確保を目指します。

④ コーポレート・ガバナンスの充実
当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

⑤ 財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、今後も多額の投資が見込まれます。投資資金につきましては、当事業年度に実施した第三者割当による新株予約権の発行等により調達した資金及び事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行う方針ですが、今後も必要に応じて効率的かつ効果的な手法による資金調達を検討し、財務安定性を確保してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社の主たる事業は、ナノテクノロジーを駆使したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品等の開発製造を行うことであり、同技術の実用化によって、従来の薬物より有効性と安全性を高め、難治性疾患の治療をより有効にすることを可能にすると考えております。

(6) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

本社	千葉県柏市
研究所	千葉県柏市
東京オフィス	東京都中央区
iCONM ラボ（川崎サテライト研究所）	神奈川県川崎市川崎区

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	13名減	48.4歳	6.8年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　130,122,800株
（2）発行済株式の総数　66,057,401株
（3）株主数　35,642名
（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
信越化学工業株式会社	2,660,000株	4.02%
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	1,500,000	2.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,358,000	2.05
CYNTEC CO., LTD.	1,329,000	2.01
中冨一郎	1,009,000	1.52
THE BANK OF NEW YORK 133652	807,400	1.22
株式会社SBI証券	742,825	1.12
マネックス証券株式会社	630,010	0.95
楽天証券株式会社	588,700	0.89
松井証券株式会社	459,300	0.69

（注）持株比率は、自己株式（26株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
		個	株	円
第11回新株予約権 (2014年４月２日)	2016年４月３日 ～2021年４月２日	455	45,500	1,620
第13回新株予約権 (2014年９月３日)	2016年９月３日 ～2021年９月２日	125	12,500	1,372
第15回新株予約権 (2015年10月30日)	2015年11月２日 ～2022年10月31日	20,610	2,061,000	1,140
第16回行使価額修正条項付 新株予約権 (2018年４月27日)	2018年５月１日 ～2020年５月７日	1,813	1,813,000	(注) 3
第18回新株予約権 (2019年５月13日)	2019年５月14日 ～2021年12月29日	78,400	7,840,000	383

(注) 1．第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。

2．第11回新株予約権及び第13回新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めております。

3．当初行使価額：715円
下限行使価額：429円
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2020年３月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

① 2019年４月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第４回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	当初転換価額：383円 上限転換価額：850円 下限転換価額：213円 転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されますが、その価額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額が修正後の転換価額となり、上限転換価額を上回る場合には、上限転換価額が修正後の転換価額となります。
新株予約権の発行価額	無償

(注) 2019年７月10日をもってすべての行使が完了しております。

② 2019年４月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第17回行使価額修正条項付新株予約権

割当日及び割当先	2018年５月13日、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　7,840,000株
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：383円 上限行使価額：850円 下限行使価額：213円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となり、上限行使価額を上回る場合には、上限行使価額が修正後の行使価額となります。
新株予約権の行使期間	2019年５月14日から2021年12月29日まで

(注) 2019年９月10日をもってすべての行使が完了しております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　山　哲　人	CEO 株式会社イントラスト取締役
取　締　役	中　冨　一　郎	
取　締　役	岡　野　光　夫	東京女子医科大学名誉教授・特任教授 米国ユタ大学薬学部併任教授
取　締　役	大　橋　　彰	
取　締　役	ミシュラ　マニッシュ	株式会社Bridge & Sun代表取締役社長
常勤監査役	野　口　勘四郎	
監　査　役	森　嶋　　正	森嶋公認会計士事務所代表
監　査　役	中　山　美恵子	悠綜合法律事務所パートナー弁護士

（注）１．取締役岡野光夫、大橋彰及びミシュラマニッシュは、社外取締役であります。
２．監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は、社外監査役であります。
３．監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役岡野光夫及び大橋彰並びに常勤監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	58百万円
監査役	3	13
合計 (うち社外役員)	8 (6)	71 (22)

(注) 1．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2005年６月27日開催の第９回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2011年６月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2005年６月27日開催の第９回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2011年６月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授であり、米国ユタ大学薬学部の併任教授であります。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
- 取締役ミシュラマニッシュは、株式会社Bridge & Sunの代表取締役社長であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
- 監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
- 監査役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は同法律事務所との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　岡　野　光　夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的または事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　大　橋　　彰	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。医師としての医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、各プロジェクトにおける臨床・非臨床プログラムの戦略や業務執行に関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　ミシュラ　マニッシュ	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。国内外の事業会社及び投資会社での経験を通じて培った企業経営、企業再生及び企業成長戦略の専門家としての視点に基づき、当社の事業戦略や成長シナリオに関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　野　口　勘四郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。
監査役　森　嶋　　正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　中　山　美恵子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度における会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額	21,000千円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月 1 回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。

③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。

③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。

② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。

③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

④ 当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。

⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては、取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行及び監査役監査の実効性確保

監査役会は３名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に１回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,919,858**	**流動負債**	**148,410**
現金及び預金	4,470,643	買掛金	2,014
受取手形	28,600	未払金	82,330
売掛金	94,005	未払費用	10,058
有価証券	3,000,000	未払法人税等	49,701
原材料及び貯蔵品	76,142	預り金	3,845
前渡金	128,216	その他	460
前払費用	57,194	**固定負債**	**27,186**
未収消費税等	32,141	繰延税金負債	2,320
未収入金	11,740	資産除去債務	24,866
その他	21,175	**負債合計**	**175,596**
固定資産	**1,024,704**	**純資産の部**	
有形固定資産	**146**	**株主資本**	**8,696,161**
建物附属設備	49,009	**資本金**	**4,135,865**
構築物	1,705	**資本剰余金**	**8,378,511**
機械及び装置	664,922	資本準備金	8,378,511
工具、器具及び備品	13,934	**利益剰余金**	**△3,818,187**
減価償却累計額	△729,424	その他利益剰余金	△3,818,187
無形固定資産	**149**	繰越利益剰余金	△3,818,187
実施許諾権	0	**自己株式**	**△27**
電話加入権	149	**評価・換算差額等**	**△20,895**
ソフトウエア	0	その他有価証券評価差額金	△20,895
投資その他の資産	**1,024,407**	**新株予約権**	**93,700**
投資有価証券	816,657	**純資産合計**	**8,768,967**
関係会社株式	0		
長期前払費用	9,147		
敷金及び保証金	198,603		
資産合計	**8,944,563**	**負債及び純資産合計**	**8,944,563**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**552,973**
売上原価		**77,961**
売上総利益		**475,011**
販売費及び一般管理費		**1,580,808**
営業損失		**1,105,796**
営業外収益		
受取利息	16,270	
有価証券利息	623	
その他	136	**17,029**
営業外費用		
為替差損	9,231	
株式交付費	32,599	
新株予約権発行費	9,267	
社債発行費	4,570	**55,669**
経常損失		**1,144,436**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,769	
社債償還益	92,368	**94,137**
特別損失		
投資有価証券売却損	259,533	
投資有価証券評価損	692,000	
減損損失	4,214	**955,747**
税引前当期純損失		**2,006,046**
法人税、住民税及び事業税		3,630
当期純損失		**2,009,676**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,843,956	6,086,602	6,086,602	△1,808,510	△1,808,510	△27	6,122,021
当期変動額							
新株の発行	2,291,908	2,291,908	2,291,908				4,583,816
当期純損失				△2,009,676	△2,009,676		△2,009,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,291,908	2,291,908	2,291,908	△2,009,676	△2,009,676	－	2,574,140
当期末残高	4,135,865	8,378,511	8,378,511	△3,818,187	△3,818,187	△27	8,696,161

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△331,169	△331,169	88,714	5,879,566
当期変動額				
新株の発行				4,583,816
当期純損失				△2,009,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310,274	310,274	4,986	315,260
当期変動額合計	310,274	310,274	4,986	2,889,400
当期末残高	△20,895	△20,895	93,700	8,768,967

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

ナノキャリア株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　嶋　泰　久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　浦　晶　平　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ナノキャリア株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　野口　勘四郎　㊞
監査役（社外監査役）　森嶋　正　㊞
監査役（社外監査役）　中山　美恵子　㊞

以　上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

日時　2020年６月26日（金曜日）
午前10時 開会

会場　千葉県柏市若柴178番地４
柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉２階）



＜交通のご案内＞
つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口徒歩１分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。